

計量証明事業規程細則

第1条 検査及び整備

- (1) 計量証明用設備の検査及び整備は、点検基準（別紙1）に基づき、日常点検と年1回以上の定期点検を行い、十分に整備するものとする。
- (2) 設備管理台帳は、別紙2のとおりとし、定期点検と計量証明検査受検などを記録するものとする。

第2条 計量の方法

本規程第8条に定める計量の方法は別紙3のとおりとする。

第3条 標章の取り扱い

本規程9条第2項の標章を付す場合は次のとおりとする。

- (1) 標章は計量証明書以外には付さない。
- (2) 標章を付す場合は、別紙4により発行し、1部を保存し、記録に代えるものとする。
- (3) 標章があらかじめ印刷された計量証明書は、計量管理者が管理する。

第4条 計量の結果の記録

計量の結果の記録は、計量証明書の写しを保存して記録に代えるものとする。

トラックスケールの点検基準

点検項目		点 検 基 準	処 置	頻 度
載 せ 台	片より	載せ台に片よりが無いこと ピットと接触しないこと	刃、刃受の当たりを確認 異常があれば修理	毎 日
	ゆれ	揺れ具合が正常であること 揺れた後もとに戻ること	タスキの張りを確認	毎 日
	異物	載せ台との間に異物のかみ込みがないこと 載せ台の上に汚れがないこと	異物があれば除去する 汚れは除去する	毎 日
	錆	錆がひどくないこと	定期的に錆を落とし、錆止めを行う	1 年
	ボルト	ボルトの弛みがないこと	ボルトを締め付ける	1 年
ピ ット	ピット内	水、泥が排水されていること 異物がないこと	水がたまれば、その都度 排水する 異物は除去する	1 年
出 力	シールドケーブル	キズがないこと	異常があれば修理	2 年
	指示部のゼロ調整	接触不良がないこと 調整幅があること		2 年
	アンプ	規定の出力があること		2 年
	コネクタ	コネクタに接触不良がないこと		2 年
	印字機構	印字は鮮明であること		2 年

※毎日点検する項目の設備管理台帳への記録は省略出来る。

※出力については、計量証明検査に合格すれば問題がないこととする。

設 備 管 理 台 帳

事業所名					
事業所所在地					
登録年月日	令和 年 月 日	登録番号	第 号		
計 量 器 (計量証明登録計量器)	種 類	電気式はかり	器物番号	ひょう量	目量

計量器管理明細 (項目) 整備・点検・検査・その他

年 月 日	項 目	特 記 事 項	計量管理者印
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			

※計量証明検査、定期点検及び清掃等を行った場合は必ず記録する。

計 量 の 方 法

1. はかりには、使用範囲または最小測定量が表記されているので、その範囲内で計量すること。
2. 計量する前には必ずゼロ点を確認すること。
ロードセル式の場合は、リセットボタンを押してゼロに復帰することを確認する。
3. トラックスケールへの車の乗り入れについて
 - (1) 載せ台に対し、車は直進でスピードを落としてゆっくり入り、載せ台の上で急ブレーキをかけないこと。(徐行で進入する)
 - (2) 載せ台の中央に車を載せて計量する。
 - (3) 計量中は、エンジンを停止する。
 - (4) 計量時に、運転手の有無について注意する。
 - (5) 載せ台より退車するとき、直進し、載せ台から車輪が離れてからハンドルをきるようにする。
4. 載せ台の上に水や泥があれば、ゼロ点が変わるので特に注意すること。
5. 載せ台とピットの間には異物がかみこんでいないこと、また、載せ台は無理なく揺れること。
6. ピット内に水や泥が溜まっていないこと。
7. 計量後、ゼロ点が正しく復帰すること。
8. ロードセル式の場合は、暖機すること。(約10分間位)
9. ロードセル式の場合は、落雷に注意すること。
10. トラックスケールの検査、保守点検を行った時は、検査成績等を記録保管しておくこと。
11. 質量の分かっているものを時々計量し、確認すること。

標章を付す位置計 量 証 明 書

No.

発行年月日	令和 年 月 日
交付先又は依頼者	様
被計量物	
計 量 結 果	総重量 kg
	車両重量 kg
	差引正味量 kg
計量管理者	印
使用計量器	電気式はかり ひょう量 kg 目量 kg
計量証明事業者 ○○株式会社 東京都○○区○○町○-○-○ ○○株式会社○○事業所 埼玉県○○市○○町○-○-○ 埼玉県計量証明事業登録 第 号	